

公 告

分任契約担当官
陸上自衛隊北海道補給処
足寄弾薬支処会計科長 田 中 康 光

次のとおり一般競争入札を行います。

1 競争に付する事項

(1) 件名等

件 名	規 格	単 位	数 量
食器洗浄等作業役務	仕様書のとおり	式	1

(2) 履行場所：陸上自衛隊足寄分屯地

(3) 履行期間：令和 5 年 6 月 1 日～令和 6 年 3 月 2 9 日

2 競争に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 予算決算及び会計令第 70 条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中の特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第 71 条の規定に該当しない者であること。
- (3) 令和 4・5・6 年度の防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）において、「役務の提供等」で北海道地域の資格を有する者であって「D」以上の格付けを有する者
- (4) 防衛省大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官又は陸上幕僚長から別紙第 1 「装備品等及び役務の調達に係わる指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (5) 前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であって、当該者と同種の物品の売買若しくは製造又は役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
- (6) 原則として、現に指名停止を受けている者の下請負については認めないものとする。ただし、真にやむを得ない事由を省指名停止権者が認めた場合には、この限りではない
- (7) 社会保険及び労働保険の適用を受けている場合は、直近 1 年間において保険料等の滞納がないこと。
- (8) 陸上自衛隊足寄分屯地（以下「官側」という。）における食器洗浄及び清掃作業の部外委託に係わる仕様書に規定する業務を提供できる態勢が整っている者又は本委託契約開始までに整えることができることを証明できる者であること。
- (9) 別紙第 2 「入札関係書類提出要領」に示す事前提出書類を提出し、合格の通知を受けた者

3 入札及び契約条項を示す場所

陸上自衛隊足寄分屯地会計科及び北海道補給処ホームページ

4 入札説明会に関する事項

実施しない。ただし、現場等確認したい場合は事前に足寄弾薬支処会計科の担当者と日時の調整をすること。

5 競争入札執行の場所及び日時

- (1) 場 所：陸上自衛隊足寄分屯地 入札室1F
- (2) 日 時：令和5年5月16日（火） 10時00分

6 保証金等に関する事項

- (1) 入札保証金：免除

ただし、落札者が「入札及び契約心得」に従って契約の契約手続きをしない場合には、落札者が契約締結に応じないものとみなし、落札価格の100分の5に相当する金額を違約金として徴収する。

- (2) 契約保証金：免除

ただし、契約者が契約を履行しない場合は、契約金額の100分の10以上の金額を違約金として徴収する。

7 入札の無効

- (1) 第2項で示した競争に参加する者に必要な資格のない者のした入札
- (2) 入札に関する条項に違反した入札
- (3) 入札金額、入札者の氏名及び押印された印影が判別し難い入札
- (4) 入札開始時間に遅れた者による入札
- (5) 電報、電話及びFAXによる入札
- (6) 郵便入札で、本公告で定めた期限までに担当者の元に入札書が到着しなかった入札
- (7) 入札者が実施した誓約に虚偽があった場合又は誓約に反する事態が生じた場合
- (8) 次の文面を記載していない入札書による入札

「当社（私（個人の場合）、当団体（団体の場合））は暴力団排除に関する誓約書に定める事項について誓約いたします。また、上記の公告に対して「入札及び契約の心得」及び「標準契約書等」の契約条項を承諾の上、入札いたします。」

8 入札書の記載及び落札決定方式

- (1) 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に消費税法で規定する消費税率に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額は切捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は消費税、地方消費税の課税事業者、免税事業者であることに拘わらず入札書には、見積った金額から消費税法で規定する消費税率に基づく消

費税に相当する金額を差引いた金額を記載すること。

- (2) 総額が予定価格の範囲内の最低入札者を落札者とする。なお、落札者となるべき同価の最低入札者が2人以上ある場合は、くじ引きによる落札者を決定する。

9 契約書の作成

(1) 全 般

落札者は遅滞なく契約書を作成する。契約の成立時期については、契約書に双方が押印したときとする。

(2) 契約書の作成（契約締結）時期

令和5年6月1日

(3) 様 式

陸上自衛隊標準契約書

(4) 付帯する特約条項

- ア 部分払いに関する特約条項
- イ 談合等の不正行為に関する特約条項
- ウ 暴力団排除に関する特約条項

10 代金支払要領

1月分毎の部分払い（月1回）とする。

11 委託費の減額等

(1) 本委託業務に係る改善指示

官側は、受託者の責めに帰すべき時事由により、仕様書に定める役務履行に必要な態勢が満足されない又は、仕様書に基づき適正に役務が履行されないと判断した場合は、受託者対して速やかに文書により勧告する。

受託者は、官側から前項に定める勧告を受けた場合は、速やかに文書をもって改善計画を提出し、1週間以内に改善をはからなければならない。官側は、改善が図られない場合は、契約を解除することができる。ただし、受託者が、改善期間の延長を官側に申して出て、事前に官側の承認を得た場合を除く。

なお、文書による勧告をした場合においては、陸幕会第1147号（27.12.2）第4項（指名停止に至らない場合の警告等）に基づく通知等を行うものとする。

(2) 受託者の減額

受託者の責めに帰すべき事由により下表の「減額の対象となる事案」が発生した場合は、区分に応じて発生1回につき「減額の算定方法」により得られた額を委託費から減じる。

減額の対象となる事案	減額の算定方法
全部又は一部の委託業務不履行（ただし、次に掲げる場合を除き、食中毒の発生等により履行しない場合を含む。）	不履行部分の期間割合×契約金額

食事提供の遅延（遅延することが明白で、現場責任者の同意を得て官側が支援した場合を含む。）	0.5%×1か月分の委託費
調理する食数誤り（喫食者に対する配食が出来なかった場合に限る。）	0.5%×1か月分の委託費

(3) 違約金

受託者は、受託者の責めに帰すべき事由により下表の「違約金の対象となる事案」が発生した場合は、区分に応じて発生1回につき「違約金の算定方法」により得られた額を違約金として官側が指定する方法により支払わなければならない。

違約金の対象となる事案	違約金の算定方法
全部又は一部の委託業務不履行（ただし、食中毒等の発生により履行しなかった場合を除く。）	10%～20%（※）×前号の減額分
食中毒の発生（食事への異物混入含む。）	1%×1か月分の委託費
文書による勧告があったにも関わらず改善計画を提出しない又は改善計画が遵守されない場合	3%～10%（※）×1か月分の委託費
官側に提出する書類等への虚偽記載	10%×1か月分の委託費

※割合は契約担当官等が設定する。

(4) 減額又は違約金の額を超える損害賠償

ア 受託者は、受託者の責めに帰すべき事由により前2号に掲げる以外の損害を官側に与えた場合及び前2号に係る実際の損害額が減額又は違約金の額を超える場合は、官側に対して実際の損害額を賠償する義務を負う。

イ アの「損害額」は、受託者の責めに帰すべき事由により食材を破棄することとなった場合の、当該食材及び食材廃棄にかかった費用を含むものとする。

12 契約内容の変更

官側及び受託者は、やむを得ない事由により契約の内容を変更しようとする場合には、あらかじめ変更の理由を相手方に提示し承認を得なければならない。

13 その他

- (1) 入札に参加する者は資格審査結果通知書（写）を提出すること。
- (2) 郵便入札の場合は、あらかじめ郵便入札を行う旨を担当者に連絡すること。この際、封筒に件名を記入した小封筒に入札書を入れて封印をし、「食器洗浄等作業役務入札書在中」と記載した封筒に入れて書留郵便（簡易書留可）にて令和5年5月15日（月）17時00分までに足寄弾薬支処会計科に必着させること。また電話にて担当者に到着の確認を行うこと。
- (3) 代理人をもって入札する場合は、委任状を提出すること。

(4) 書類への押印を省略する場合は、責任者及び担当者の氏名及び連絡先を記入すること。

(5) 郵便入札を含む入札について、再度入札を行う場合は下記により実施する。

ア 場 所：陸上自衛隊足寄分屯地 入札室1F

イ 日 時：令和5年5月22日（月）10時00分

ウ 郵便入札：令和5年5月19日（金）11時00分必着

(6) 入札に関する事項の問い合わせ先

〒089-3725 北海道足寄郡足寄町平和173番地

陸上自衛隊 北海道補給処足寄弾薬支処 会計科（担当：佐藤）

TEL0156-25-5811（内線347）

FAX0156-25-5811（内線348）

(7) 仕様書に関する問い合わせ先

陸上自衛隊 北海道補給処足寄弾薬支処 総務科管理班（担当：星場）

TEL0156-25-5811（内線230）

14 公告提示場所及び間

(1) 掲示場所

ア 足寄、帯広、札幌、島松各駐屯地

イ 足寄町商工会

ウ 北海道補給処ホームページ <http://www.mod.go.jp/gsdf/nae/nadep/dep.html>

(2) 掲示期間：令和5年4月4日（火）～令和5年5月16日（火）

装備品等及び役務の調達に係わる指名停止等

- 1 防衛省大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官又は陸上幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- 2 前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であって、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
- 3 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めない。ただし、真にやむを得ない事由を該当する省指名停止権者が認めた場合には、この限りでない。
- 4 第2号の「資本関係又は人的関係にある」場合とは、次に定める基準のいずれかに該当する場合をいう。
 - (1) 資本関係がある場合
次のア又はイに該当する二者の場合。ただし、アについては子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号及び会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第3条の規定による子会社をいう。以下同じ。）又は、イについて子会社の一方が会社更正法（昭和27年法律第172号）第2条第7項に規定する更正会社（以下「更正会社」という。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）第2条第4号に規定する再生手続（以下「再生手続」という。）が存続中の会社である場合を除く。
ア 親会社（会社法第2条4号及び会社法施行規則第3条の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合
イ 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合
 - (2) 人的関係がある場合
次のア又はイに該当する二者の場合。ただし、アについては、更正会社又は再生手続存続中の会社である場合は除く。
ア 一方の会社の役員（常勤又は非常勤の取締役、会計参与、監査役、執行役、理事、監事その他これらに準ずる者をいい、社外役員を除く。以下の号において同じ。）が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合
イ 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更正法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合
- (3) (1) 及び (2) に掲げる場合のほか、資本構成又は人的構成において関連性のある一方の会社による落札が他方の会社に係る指名停止等の措置の効果を事実上減殺するなど (1) 又は (2) に掲げる場合と同視し得る資本関係又は人的関係があると認められる場合

入札関係書類提出要領

1 提出書類

(1) 資格審査結果通知書の写し

令和4・5・6年度防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）において「役務の提供等の「D以上」に格付けされ、北海道地域に競争参加資格を有する者

(2) 令和4年度分社会保険（健康保険及び厚生年金保険）及び労働保険（雇用保険及び労働者災害補償保険）の納入証明書

ただし、新型コロナウイルス感染症の影響により、社会保険料又は労働保険料の納付猶予許可を受けている場合、該当する「納付の猶予（特例）許可通知書」の写しを提出するものとする。

(3) 業務提案書

仕様書に規定する業務を提供できる態勢の有無を確認するため、次に掲げる事項を具体的に記載すること。

ア 実施態勢

(ア) 勤務予定表案、作業従事者等の採用及び運用計画等並びに消耗品等

(イ) 調理及び配食時における作業従事者等の配置

(ウ) 管理態勢及び連絡態勢

(エ) 従業員の教育研修態勢

イ 食品衛生管理

(ア) 衛生管理計画

(イ) 衛生事故への対応

ウ 入札年月日の前々年度以降における陸上自衛隊との同種契約の履行状況

(ア) 不履行内容（減額されたものも含む。様式随意）

(イ) 不履行内容の改善状況及び再発防止施策（様式随意）

(4) 既に事前提出書類を提出し、審査結果通知書を受理している者は、提出を要しない。

2 提出要領

(1) 提出期限

令和5年5月9日（火）12時00分（必着）

(2) 提出先

〒089-3725 北海道足寄郡足寄町平和173番地

陸上自衛隊足寄分屯地 北海道補給処足寄弾薬支処 会計科（担当：佐藤）

(3) 提出方法

持参又は郵送

3 その他

- (1) 第1項第3号に掲げる提出書類を審査し、1項目でも要件を満たしていない場合には不合格とする。なお、審査に際しては入札参加希望者に対しヒアリングを行うこと又は追加資料の提出を求めることがある。
- (2) 入札参加資格に係る確認結果の通知
令和5年5月12日（金）までに電話又はFAXにて通知する。
- (3) 審査結果に対する疑義の申し立て
審査結果に疑義のあるときは、疑義の内容について、通知を受理した日の翌日までに書面をもって申し立てることができる。当該申し立てに対しては、疑義の申し立ての書面を受理した日に書面により回答する。ただし、当該回答に対する疑義申し立ては受け付けない。